

教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引上げに関する意見書の提出について

令和3年5月12日受理

令和3年3月31日、いわゆる改正義務教育標準法案が成立し、公立小学校の学級編制基準が段階的に35人に引き下げられます。さらに、きめ細かな教育をするためには、30人学級の実現が必要です。また、文部科学大臣が国会答弁で言及したように、35人学級が小学校だけにとどまるのではなく、中学校・高等学校での早期実施が必要です。

学校現場では、通常の業務に加え、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業や登校前の検温などへの対応によって、体力的にも精神的にも教職員が追い込まれる状況が生み出されています。

そもそも、新型コロナウイルス感染症対策による影響がなくても、学校現場における課題は複雑化・困難化しています。子供たちの豊かな学びを実現するため、教職員が人間らしく働くため、長時間労働を是正した上で、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。そのためには、教職員一人一人の業務負担を軽減する必要があり、教職員定数改善が最重要課題であります。

秋田県においては、厳しい財政状況の中でも、一人一人の子供に教職員の目を行き渡らせるため、独自の少人数学級を実施しているところですが、義務教育費国庫負担割合は3分の1と少なく、自治体財政を圧迫している状況にあります。

つきましては、令和4年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

記

- 1 子供たちの教育環境改善及び教職員の働き方改革のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。また、中学校・高等学校における35人学級を実施すること。
- 2 自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう、十分な加配措置を行うこと。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担割合を引き上げること。

日米地位協定の抜本的な見直しに関する意見書の提出について

令和3年5月18日受理

我が国には、日米安全保障条約に基づく日米地位協定によって全国に多くの米軍施設が存在しており、航空機の騒音や環境問題などで過大な負担が強いられているほか、米軍人、軍属などによる事件・事故の多発などにより、基地周辺住民は安心して暮らすこともできず、基本的人権が守られているとは言えません。

最近では、低空飛行訓練が、戦闘機ばかりでなく大型輸送機やオスプレイも加わり、人口密集地や学校・病院の上空でもお構いなしに行われています。日本列島、特に沖縄県は米軍の一大演習場と化し、日本の主権、日本国民の人権はないがしろにされていると言わざるを得ません。秋田県においてもこれまで長年にわたり、F-16戦闘機の低空飛行訓練による比内地鶏の圧死などの農畜産業の被害のみならず、住民の恐怖感や小中学校での授業中断など、多大な被害を受けてきました。

日米地位協定は、締結以来一度も改定されておらず、事件、事故など問題が起きても補足協定などの部分的変更にとどまるだけで、自治体の米軍基地への立入権もなく、航空法や環境法令などの国内法令は米軍には適用除外になっています。米軍にこのような特権を与え、国民の人権を犠牲にしている国は欧州の国々には見当たらず、我が国は世界的に見て異常な状態にあります。

こうした状況の中、全国知事会は、平成30年7月、日米地位協定を抜本的に見直すことなどを盛り込んだ「米軍基地負担に関する提言」を全会一致で採択し、政府に対して要請しました。この提言の重要な点は、米軍基地を抱える都道府県の知事だけではなく、米軍基地を持たない知事も全員賛成したことです。さらに、全国知事会は、昨年11月に岩国基地所属の米軍関係者が入国後に自由に移動して新型コロナウイルス感染症の感染を広めた事例を踏まえ、米軍からの同感染症に関する情報提供の要請を加え、令和2年11月5日に再び「米軍基地負担に関する提言」を採択しています。

このような動きに呼応して、昨年12月までに9道県議会と秋田県内13市町村を含む209の地方議会が日米地位協定の見直しを求めることについて国に意見書を提出しています。

つきましては、貴市議会においても国の主権及び国民の生命と人権を守るため、全国知事会の議論を受け止め、下記事項について、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出して下さるよう陳情いたします。

- 1 飛行訓練など基地の外における米軍の演習・訓練については、必要最小限とすること。米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期について、速やかかつ詳細な事前情報提供を必ず行い、人口密集地域等の上空の飛行回避、深夜、早朝など住民への影響が大きい時間帯や土曜日、日曜日、祝日等及び重要な地元行事や学校行事等を避けるなど、関係自治体や地域住民の不安を払拭するよう、十分な配慮を行うこと。また、米軍機による事故が発生した場合には、当該事故に係る情報を関係自治体へ速やかに提供するとともに、原因を早期に究明し、公表すること。
- 2 日米地位協定を抜本的に見直し、米軍機の飛行について、最低安全高度を定める航空法令や航空機騒音の環境基準を定める環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入りの保障などを明記すること。
- 3 米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取組を進めること。また、飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと。
- 4 施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること。
- 5 在日米軍における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策については、日米両国の責任において、引き続き徹底の強化を図り、常に最善の措置を取るよう、緊密に連携して取り組むとともに、関係自治体等への迅速かつ適切な情報提供に努めること。

地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

令和3年5月19日受理

新型コロナウイルスの出現により、今、地方自治体には新たに多くの行政需要が発生しています。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、新しい生活様式への変化を余儀なくされた市民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められています。それと同時に、医療、介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持、確保など、少子・高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要も、これまで以上に高まりつつあります。しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害、また、デジタル・ガバメント化への対応も迫られています。

こうした地方の財源対応について、政府の経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太方針2018）に基づき、2021年度の地方財政計画までは、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきました。しかし、新型コロナウイルス感染症への対応により巨額の財政出動が行われる中、2022年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されています。

このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すことが必要です。

つきましては、下記事項について、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

記

- 1 社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 とりわけ新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス感染症対応事業、また、地域経済の活性化まで踏まえた、十分な財源措置を図ること。
- 3 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。また、人材を確保する

ための自治体の取組を支える財政措置を講じること。

- 4 デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化については、自治体の実情を踏まえるとともに、目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。また、地域経済を活性化させるためにも、デジタルシステムの標準化による大手企業の寡占を防止することや、地域での人材育成を図るなど、地域デジタル社会推進費の有効活用も含めて対応すること。
- 5 まち・ひと・しごと創生事業費1兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。
- 6 2020年度から始まっている会計年度任用職員制度について、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行い、さらなる財政需要を十分に満たすこと。また、処遇改善額が明確となるよう配慮すること。
- 7 特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
- 8 森林環境譲与税の譲与基準については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。
- 9 地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。また、コロナ禍において固定資産税の軽減措置等が行われたことはやむを得ないものの、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方6団体などを通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。
- 10 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応など対策を講じること。
- 11 地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。

官民境界確定等に関する事務取扱要綱等の制定について

令和3年5月20日受理

分筆登記等を行う場合において、市道等との境界を確定するときには、対象となる土地の所有者が土地家屋調査士等に依頼し申請を行うこととなります。

秋田市では、現在、境界確定申請に関する事務取扱の要綱等は存在していません。事務取扱の決まり事がなければ、どのようなことを基準として審査をしているのでしょうか。また、国家資格を持った土地家屋調査士等からの申請であれば、間違いはないとお考えでしょうか。

実際には境界確定申請に当たっての問題は多くあるようです。

多くの自治体では、境界確定書等に自署と押印（実印であり印鑑証明書を添付）を求めています。秋田市ではそのようになっておりません。また、現地での関係土地所有者との立会いでは、関係土地所有者の署名つき名簿の添付を必要としています。秋田市では関係土地所有者の署名つき名簿の添付がされていない申請書も受理されている状態です。

本来であれば、組織内に土地家屋調査士と同等もしくはそれ以上に知識を持つ職員を配置するべきと思われますが、まずは、測量士等と土地所有者の紛争や、今後起こり得る不正申請に備えるため、官民境界確定等に関する事務取扱要綱等の制定が必要です。

つきましては、土地境界確認書を必要とすること等を盛り込んだ官民境界確定等に関する事務取扱要綱等を制定してくださるよう陳情いたします。

核兵器禁止条約への調印・批准に関する意見書の提出について

令和3年5月21日受理

核兵器禁止条約は、2017年7月7日に国連で加盟国の約3分の2に当たる122か国の賛成多数により採択され、2020年10月24日に発効に必要な50か国の批准を達成したことにより、本条約は2021年1月22日に発効されました。

本条約は、前文で被爆者の許容し難い苦しみと被害に留意することや、あらゆる核兵器の使用は、国際人道法の諸原則及び諸規則に反すると明記し、第1条で、核兵器の開発、実験、生産、製造、取得、所有、貯蔵、移譲、使用及び使用の威嚇を全面的に禁止しています。

本条約の発効が確定した際、グデーレス国連事務総長は、「この条約を強く求めてきた、核爆発や多くの核実験の被害者たちに報いるものである」と声明を出しました。これは、心と体に癒えることのない傷を抱えながら、自らの体験を語り人類と核兵器は共存できないと訴えてきた広島・長崎の被爆者とともに日本と世界の多くの人たちの力でつくった条約なのです。

世界が核兵器廃絶へ大きな一歩を踏み出す中、日本政府は、保有国と非保有国を分断するものなどと核兵器禁止条約に反対し続けています。唯一の被爆国として核兵器廃絶をリードすると言いながら核兵器禁止条約に背を向ける日本政府の姿勢は、国際的にも厳しく批判されています。ある世論調査では、約7割の国民が日本は核兵器禁止条約に参加すべきだと答えています。国際社会と国民の声に応え、日本は直ちに核兵器禁止条約に調印・批准し、唯一の戦争被爆国としての役割を果たすときです。

つきましては、貴市議会におかれましても、日本が核兵器禁止条約に調印・批准することについて、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染の長期化に伴う経済施策の実施及び
新型コロナワクチン接種における副反応への対応等を求めることに関
する意見書の提出について

令和3年5月25日受理

新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延は2年目に入り、我が国でも感染抑止のための緊急事態宣言が繰り返され、国民生活にも深刻な打撃を与えています。この間、第二次安倍晋三政権では、1人当たり10万円の個人給付が各種支援策とともに行われましたが、現在の菅義偉政権では個人給付が見送られました。そうした中で飲食店に対する営業時間の短縮や酒類提供の抑制、国民への外出自粛の要請などにより、中小零細企業の収益や派遣労働者・パートタイマーの収入を大きく損なう事態となっています。

一方、ようやく新型コロナワクチンの接種が開始され、医療従事者への接種も断続的な進行であるにもかかわらず、接種を受けた人の中には重大な副反応が報告されています。厚生労働省が公表している「新型コロナワクチンの副反応疑い報告について」によると、令和3年2月17日から5月7日までの間、情報不足等によりワクチンと症状名との因果関係が評価できないものとされつつも、接種後の死亡が39件、同年5月2日までの間に報告された3,823,386回の接種中、副反応疑いが664件、そのうち国際基準に該当するアナフィラキシー（じんましん等のアレルギー症状）が107件となっています。

以上のことから、現在の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多大な営業上の損失を被った事業者や収入が減少した国民への経済的支援が必要です。また、同感染症の発症を予防するための施策として行われているワクチン接種については、そのリスクに関する情報を十分に周知し、接種に対する自主的な判断を担保しつつ、安全策と万一の際の補償措置の徹底が求められます。

つきましては、下記事項について、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出し、
てくださるよう陳情いたします。

記

- 1 国は、新型コロナウイルス感染症とそれに伴う措置の長期化に鑑み、国民生活を支援し経済再建を図るため、早急に再度の個人給付を行うなどの経済施策を実施すること。
- 2 新型コロナワクチンの接種に当たり、国、地方自治体及び関係機関において、個人の自主的な判断を保障し安全性を担保するためにも、アナフィラキシー症状

の問題など、起こり得る副反応について十分な情報提供を行うとともに、重大な副反応発生に対する個人補償措置を確立すること。

陳情第48号

核兵器禁止条約への参加・調印・批准に関する意見書の提出について

令和3年5月28日受理

2021年1月22日に核兵器禁止条約が発効しました。現在の批准国は54か国に上っております。国際NGOのICAN（核兵器廃絶国際キャンペーン）は、これ以外にも24の国が批准の意思を公式に表明しているとしており、この中には南米のブラジル、アフリカのエチオピア、東南アジアのインドネシアなどが含まれています。

核兵器禁止条約は、核兵器の使用を明確に禁止することにより、その使用が道徳的及び人道に反するもので、絶対に容認できないものであり、国際人道法の下でも違法であることを明確に示しています。

過去の様々な兵器に関する禁止条約の規範は、締約国だけではなく非締約国・政府・銀行の政策や方針に大きな影響を与えてきました。核兵器禁止条約の禁止規定は、「核兵器のない世界」の明確な基準となります。

つきましては、唯一の戦争被爆国として日本政府が核兵器禁止条約の署名・批准を進めるため、秋田市議会において、核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求めることについて、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

今夏の東京オリンピック開催中止に関する意見書の提出について

令和3年5月31日受理

国民は、鍛えられた心技体の人間の演技をテレビなどで観戦したいと思っています。アスリートは自身が挑戦してきた力を発揮したいと思っています。これらを実現したいと多くの国民は思ってきました。

菅首相は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックへの対応に有効な戦略も持たず後手に回り、9都道府県に出されている緊急事態宣言を6月20日まで再延長しました。これに対して5月29日の全国知事会で平井伸治鳥取県知事は、「イギリス型変異株では失敗したと言われている。今回は抑えてほしい」などと批判しております。

一方、オリンピック開催に科学を重視しなければならない国際オリンピック委員会（IOC）について、「五輪推進 科学に基づかず」と米著名医学誌であるニューイングランド・ジャーナル・オブ・メディシンは論評しています。また、米国務省は、日本への渡航警戒レベルを最も厳しい渡航中止・退避勧告に引き上げました。

このような緊急事態宣言下などでも、IOCのコーツ副会長は五輪開催はできると言い、また、バッハ会長は誰もが幾らか犠牲を払わなければならないと言い、最古参のIOC委員のディック・パウンド氏は、菅首相が中止を求めても開催すると言い出しています。開催国に協力を求めるべきIOCが日本を支配しているかのようです。菅首相は、それらのIOCの植民地的、主権侵害的発言には何ら反論はせず、安全、安心の大会に向けた取組を進めていると言い、入場者数を参考にしながら対応できると国内観客の入場も認める発言をし、それを推進しています。これに対して、佐竹知事が秋田魁新報で、医学的にも専門的にも大丈夫だろうというお墨つきがあれば別だが、難しいのではないかと述べている記事が掲載されました。

オリンピック開催基準について菅首相はいまだ明らかにしていません。人類にとってまさしく未曾有のパンデミックの最中であり、今最も求められているオリンピック開催基準は何でしょうか。それは、日本人の一人一人の命、世界の人たちの命、アスリートの命と尊厳をどう守り、どう発展できるかではないでしょうか。

オリンピズムの根本原則第2に「オリンピズムの目的は、人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会の推進を目指すために、人類の調和の取れた発展にスポーツを役立てることである」とその目的を明確にしています。そのことに関して、東京オリンピック開催を巡り、プロテニスプレイヤーの錦織圭選手は「これだけ死者が出ていることを考えれば、例えばだけど、死者を出してまで行われることではない」と述べたことは真実です。

コロナ禍の大阪府の同感染症の現状は、健康保険に加入していても入院できなく、

多くの方が自宅でなすすべもなく亡くなっています。東京都も大阪府と同様に、イギリス型変異株からインド型変異株へと新異種株が変化してきており、医療崩壊につながってきているのではないのでしょうか。秋田県でも、秋田市に多くの感染者が発生し、秋田市は県独自の感染警戒レベル4（要請）になり、市主催行事などが軒並み中止・延期となっています。秋田竿燈まつりは2年連続で中止になっています。

許すことができないのは、オリンピック大会組織委員会や東京都は新型コロナウイルスを接種しない東京都の子供たちの8割、約81万人にオリンピック観戦を義務化し動員を決めていることです。これに対し、東京都医師会の尾崎治夫会長は、子供たちを競技観戦させることは、国内感染が落ち着かない限り見直しが必要と述べ、反対の意思を示しています。

参加アスリートや関係者だけにPCR検査を毎日実施するようなオリンピックは果たしてオリンピックと言えるのでしょうか。今こそ、オリンピック開催に関する費用や全エネルギーを同感染症対策に充て、全世界と協力して集中的に対応すべきです。

つきましては、貴市議会において、今夏の東京オリンピック開催中止を求めることについて、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。